

厚生労働省委託事業調査



令和6年度 介護労働実態調査 事業所における介護労働実態調査 －事業所調査票－

ご回答いただいた内容は、(公財)介護労働安定センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、介護労働実態調査の目的以外には使用いたしません。個人情報管理規程については以下をご覧ください。

<https://www.kaigo-center.or.jp/privacy.html>

(公財)介護労働安定センター

所在地

法人名

事業所名

整理番号

*宛名シールは、はがさないでください

↑ シールが剥がれた場合には、シールに記載されている7桁の整理番号、または貴事業所が所在する都道府県をご記入ください

はじめに、10月1日現在の貴事業所の運営状況を選択して下さい。

(どちらかあてはまる番号に○)

1.

休止・廃止

白紙のまま封筒に入れて
投函してください

2.

運営中

下記の「ご回答方法等について」をお読み
いただき、2ページへお進みください

ご回答方法等について

- 1 黒のボールペンまたは鉛筆でご記入ください。
- 2 ご回答は、特に指定の無い限り、2024年10月1日現在の貴事業所の状況をお答えください。
(一人で事業所を運営されている場合もご回答をお願いいたします。)
- 3 貴事業所が所在する敷地内で、貴事業所を運営する法人が複数の介護保険サービス事業所を運営している場合
特に断りのない限り、同一敷地内で最も事業収入が多い介護保険サービス事業の状況についてお答えください。
なお、質問には同一敷地内の事業所すべてを網羅してご回答をお願いするものもありますので、ご回答は、貴敷地
内での介護保険サービス事業全体を把握されている方をお願い申し上げます。
- 4 この調査票は**2024年10月31日(木)**までに、同封の白色の返信用封筒(切手不要)に入
れて投函くださいますようお願い致します。
- 5 この調査票は下記URLよりダウンロードが可能です。ダウンロード後のファイルに直接入力し、メールで送信(ご回
答)していただくことも可能です。また調査票を紛失した時や書き直しが必要な場合も同様です。
印刷した調査票のご返送は、返信用封筒をご利用ください。
(調査票ダウンロードURL: <https://www.kaigo-center.or.jp/report/jittai/>)
- 6 この調査についてご質問等がありましたら、以下の時間帯に担当までお問い合わせください。
公益財団法人 介護労働安定センター 雇用管理課 介護労働実態調査担当
お問合せ時間 : 平日 午前10時～午後0時、午後1時～午後5時(土、日、祝日を除く)

問1、問2は、貴事業所が所属する法人全体についての質問です。

問1 貴事業所の属する法人の種類は次のうちどれですか。（〇は1つ）

民間企業	1	医療法人	4	協同組合 (農協・生協)	7
社会福祉協議会	2	NPO (特定非営利活動法人)	5	地方自治体 (市区町村、広域連合を含む)	8
上記以外の社会福祉法人	3	社団法人・財団法人	6	その他()	9

問2 ①「法人全体」（全ての指定介護サービス事業所）の全従業員数（注）はおおよそ何人ですか。
（〇は1つ）

19人以下	20人～49人	50人～99人	100人～299人	300人～499人	500人以上
1	2	3	4	5	6

（注）全従業員数とは、職種や役職等に関係なく、雇用関係のある在籍者の総数（常勤労働者換算ではない）をいいます。（介護関係職種のみならず、管理者、事務職、調理員、栄養士、送迎運転手、清掃員等も全て含みます。）
役員、派遣労働者、委託業務従事者は含みません。
この問2①では貴事業所が所属する法人の全従業員数、問6①では貴事業所の全従業員数についてお答えください。

② 貴事業所が属する法人全体では貴事業所以外に別の指定介護サービスの事業所がありますか。
（〇は1つ）

他に事業所がある	他に事業所はない(貴事業所のみ)
1	2

問3へお進みください

③ ②にて「他に事業所がある」に〇をつけた場合、同一敷地内に貴事業所以外の同法人の事業所がありますか。（〇は1つ）

同一敷地内に別の事業所がある	同一敷地内に別の事業所がない
1	2

ここまでは「法人」についての質問でしたが、問3以降は「貴事業所」についての質問です。

問2③で「同一敷地内に別の事業所がある」に〇をつけた場合、以降の質問は同一敷地内の複数事業所を1つの事業所とみなして回答してください。

単独事業所の場合は、貴事業所について回答をお願いします。

ここからはすべての方にお尋ねします。

問3 貴事業所並びに同一敷地内で実施している介護保険の指定介護サービス事業の種類は、次のうちどれにあてはまりますか。（あてはまる番号全てに○）

介護給付サービス			予防給付サービス		
居宅サービス	訪問介護	1	居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	26
	訪問入浴介護	2		介護予防訪問看護	27
	訪問看護	3		介護予防訪問リハビリテーション	28
	訪問リハビリテーション	4		介護予防居宅療養管理指導	29
	居宅療養管理指導	5		介護予防通所リハビリテーション	30
	通所介護	6		介護予防短期入所生活介護	31
	通所リハビリテーション	7		介護予防短期入所療養介護	32
	短期入所生活介護	8		介護予防特定施設入居者生活介護	33
	短期入所療養介護	9		介護予防福祉用具貸与	34
	特定施設入居者生活介護	10		特定介護予防福祉用具の販売	35
	福祉用具貸与	11	地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	36
	特定福祉用具の販売	12		介護予防小規模多機能型居宅介護	37
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	13		介護予防認知症対応型共同生活介護	38
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14	介護予防支援		39
	夜間対応型訪問介護	15	総合事業	第一号訪問事業	40
	認知症対応型通所介護	16		訪問型サービス(A・B・C・D)	41
	小規模多機能型居宅介護	17		第一号通所事業	42
	看護小規模多機能型居宅介護	18		通所型サービス(A・B・C)	43
	認知症対応型共同生活介護	19		生活支援サービス	44
	地域密着型特定施設入居者生活介護	20	共生型サービス	共生型訪問介護	45
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	21		共生型通所介護	46
居宅介護支援		22		共生型短期入所生活介護	47
施設サービス	介護老人福祉施設	23		(看護)小規模多機能型居宅介護	48
	介護老人保健施設	24			
	介護医療院	25			

問4 主とするサービス

上記の問3で○を付けたサービスの中から、主とするサービス（同一敷地内で実施しているサービスのうち、最も事業収入が多い介護保険の指定介護サービス事業）を1つ選び、その番号を記入してください。

番号

問5 貴事業所の介護事業（介護保険の指定介護サービスに限らない）を開始した年月を記入してください。

・介護事業の開始 西暦 年 月 (参考) 西暦2000年は平成12年です
西暦2020年は令和2年です
(注) 名称変更や合併した場合は、変更・合併前の事業所の開設年月または介護事業の開始年月を記入してください。

問6 ① 貴事業所の介護保険の指定介護サービス事業に従事している全従業員数(注)は、2024年10月1日現在で何人ですか。(○は1つ)

(注) 雇用関係のある在籍者の総数で、役員、派遣労働者、委託業務従事者は含みません。

4人以下	5人～9人	10人～19人	20人～49人	50人～99人	100人以上
1	2	3	4	5	6

② ①の貴事業所の全従業員数のうち、「訪問介護員」(注1)及び「介護職員」(注2)として在籍している職員の在籍者数、及び雇用形態別・就業形態別の内訳人数を記入して下さい。

※該当者がいない欄は「0」(ゼロ)をご記入ください。		訪問介護員	介護職員
在籍者数(2024年10月1日現在)		人	人
雇用形態別	無期雇用者(注3)	人	人
	有期雇用者(注4)	人	人
就業形態別	フルタイム勤務	人	人
	短時間勤務で、勤務する日や時間があらかじめ定められている	人	人
	短時間勤務で、勤務する日や時間が週又は月ごとに変わる	人	人

- (注1) 介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して、家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う方をいいます。
なお兼務している職員については、主として従事する仕事(職種)にのみ記入してください。ただしサービス提供責任者(指定訪問介護サービスのみ該当)と訪問介護員を兼務している場合は「サービス提供責任者」として考え、「訪問介護員」には計上しないでください。
- (注2) 介護保険法の訪問介護以外の指定介護事業所で働き、直接介護を行う方をいいます(看護職は含まない)。
- (注3) 雇用契約期間の定めのない方をいいます(雇用契約が定年までの方を含みます)。
- (注4) 雇用契約期間の定めのある方をいいます(有期雇用契約を反復更新している場合を含みます。無期転換した場合は「無期雇用者」として計上します。派遣労働者、委託業務従事者は含みません)。

③ 貴事業所において2024年10月1日現在で受け入れている「派遣労働者」のうち、訪問介護員及び介護職員として勤務している職員の数を記入して下さい。

	訪問介護員	介護職員
派遣労働者(注)	人	人

※該当者がいない欄は「0」(ゼロ)をご記入ください。

(注) 労働者派遣事業者に雇用されて貴事業所に派遣される派遣労働者をいいます。

問7 貴事業所の従業員の在籍者数・採用者数・離職者数についてお尋ねします。

① 「訪問介護員・介護職員」について、2024年10月1日現在の在籍者数と、過去1年間（2023年10月1日～2024年9月30日）の採用者数・離職者数を、性別・年齢階層別に区分して記入してください。（注1）

年齢階層は、2024年9月30日現在の年齢で区分してください。

※該当者がいない欄は「0」（ゼロ）をご記入ください。			1. 訪問介護員			2. 介護職員		
			在籍者数 (注2)	採用者数	離職者数 (注3)	在籍者数 (注2)	採用者数	離職者数 (注3)
			(2024年10月 1日現在)	(2023年10月1日 ～2024年9月30日)		(2024年10月 1日現在)	(2023年10月1日 ～2024年9月30日)	
総 数			人	人	人	人	人	人
性別	男 性		人	人	人	人	人	人
	女 性		人	人	人	人	人	人
年齢階層別 (注4)	65歳以上	1959(昭和34)年9月30日生以前	人	人	人	人	人	人
	64～60歳	1959(昭和34)年10月1日生～1964(昭和39)年9月30日生	人	人	人	人	人	人
	59～50歳	1964(昭和39)年10月1日生～1974(昭和49)年9月30日生	人	人	人	人	人	人
	49～40歳	1974(昭和49)年10月1日生～1984(昭和59)年9月30日生	人	人	人	人	人	人
	39～30歳	1984(昭和59)年10月1日生～1994(平成6)年9月30日生	人	人	人	人	人	人
	29歳以下	1994(平成6)年10月1日生以降	人	人	人	人	人	人

- (注1) 貴事業所で雇用関係のある在籍者(役員、派遣労働者、委託業務従事者は含まず)の数を記入してください。
(注2) 「在籍者数」の総数は問6②(前ページ)の「在籍者数」と一致します。
(注3) 「離職者」とは、調査対象期間中に事業所を退職したり、解雇された方をいい、他企業への出向者や、同一企業内での転出入者、産休・育児休暇取得者を除きます。
(注4) 年齢は法律上では誕生日前日に1歳加算しますが、ここでは誕生日に1歳加算する一般的な方法で計算します。

② 次の5職種について、2024年10月1日現在の在籍者数と、過去1年間（2023年10月1日～2024年9月30日）の採用者数・離職者数を記入してください。（注1）

※該当者がいない欄は「0」（ゼロ）をご記入ください。		3. サービス提供責任者	4. 生活相談員	5. 看護職員	6. PT・OT・ST等(注2)	7. 介護支援専門員
在籍者数	(2024年10月1日現在)	人	人	人	人	人
採用者数	(2023年10月1日～2024年9月30日)	人	人	人	人	人
離職者数		人	人	人	人	人

- (注1) 資格ではなく、従事している仕事(職種)に着目して記入してください。
なお兼務している職員については、主として従事する仕事(職種)にのみ記入してください。ただしサービス提供責任者(指定訪問介護サービスのみ該当)と訪問介護員を兼務している場合は「サービス提供責任者」として考え、この②の3に計上し、問6②(4ページ)・問7①(5ページ)の「訪問介護員」には計上しないでください。
(注2) PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語療法士)等の機能訓練指導員。

問8 貴事業所では、従業員の職種別過不足の状況は次のうちどれにあてはまりますか。

(注)資格保有者ではなく、その仕事(職種)に就く方の過不足について記入してください。

(それぞれの職種で○は1つ)	職種別過不足状況					当該職種 はいない
	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	
1. 訪問介護員	1	2	3	4	5	6
2. 介護職員	1	2	3	4	5	6
3. サービス提供責任者	1	2	3	4	5	6
4. 生活相談員	1	2	3	4	5	6
5. 看護職員	1	2	3	4	5	6
6. PT・OT・ST等	1	2	3	4	5	6
7. 介護支援専門員	1	2	3	4	5	6
8. 全体でみた場合 (上記の1～7について)	1	2	3	4	5	

問9 貴事業所では、過去1年間(2023年10月1日～2024年9月30日)に採用した従業員の人数や質をどのように評価していますか。(○は1つ)

人数・質ともに確保できている	1
人数は確保できているが、質には満足していない	2
質には満足だが、人数は確保できていない	3
人数・質ともに確保できていない	4
過去1年間、従業員は採用していない	5

問10 貴事業所の従業員の現在の定着状況についてどのように思われますか。(○は1つ)

定着率が低く困っている	定着率は低い困っていない	定着率は低くない
1	2	3

問11 ① 貴事業所では従業員の採用活動において、どのようなことを行っていますか。

(あてはまる番号全てに○(10を選択した方は他の番号に○をつけないでください))

② ①で選択した項目のうち、「従業員の採用」に実質的に効果があったと感じているものはどれですか。(○は最大3つまで)

	① 行っている (あてはまるもの全てに○)	② 採用に効果があった (○は3つまで)
ハローワークや福祉人材センターの担当者に相談	1	1
有料職業紹介所を活用	2	2
職員に対して友人・知人などの紹介を依頼	3	3
民間の有料求人情報サイトを活用	4	4
事業所ホームページで自事業所のアピールポイントを求職者へ発信	5	5
SNS(注)を活用して自事業所のアピールポイントを求職者へ発信	6	6
職場体験、職場実習の受け入れを実施	7	7
就職セミナー、採用説明会に参加・開催	8	8
その他()	9	9
特に行っていない	10	

(注)LINE、X(旧・Twitter)、Facebook、Instagram、YouTubeなど

③ ①で「2. 有料職業紹介所を活用」を選択した方にお伺いします。

年間で何社ほど活用されていますか。(○は1つ)

1社	2社	3～5社	6～10社	11社以上
1	2	3	4	5

次ページからの問題はすべての方にお尋ねするものです。

問12 ① 貴事業所では、従業員の採用や職場定着・離職防止のためにどのような方策をとっていますか。次の中から当てはまる番号全てに○をしてください。

② ①で選択した項目のうち、「従業員の採用」に実質的に効果があったと感じているものはどれですか。（○は最大3つまで）

③ ①で選択した項目のうち、「従業員の職場定着・離職防止」に実質的に効果があったと感じているものはどれですか。（○は最大3つまで）

※21を選択した方は他の番号に○をつけないでください。

		① 行っている (あてはまるもの全てに○)	② 採用に効果があった (○は3つまで)	③ 職場定着に効果があった (○は3つまで)
労働条件	賃金水準の向上	1	1	1
	時間外労働の削減	2	2	2
	有給休暇等の各種休暇の取得や勤務日時の変更をしやすい職場づくり	3	3	3
	本人の希望や人間関係などに配慮した配置・異動	4	4	4
仕事の内容	介護の質の向上(注)を図るための価値観や行動基準の共有	5	5	5
	現場の裁量による創意工夫を尊重するマネジメント	6	6	6
コミュニケーション	人間関係が良好な職場づくり	7	7	7
	職場内での仕事上のコミュニケーションの円滑化(面談、ミーティング、意見交換会など)	8	8	8
	仕事外での職員間の交流の機会の設定	9	9	9
	悩み、不満、不安などを上司以外に相談できる担当者・相談窓口の設置	10	10	10
職場環境	事業所の設備・環境を働きやすいものに改善	11	11	11
	介護ロボット・ICT機器等の導入、業務改善等による業務負担の軽減	12	12	12
	健康対策や健康管理の充実	13	13	13
	仕事と育児や介護の両立支援	14	14	14
	託児所設置や保育費用支援等	15	15	15
能力評価と開発	事業所内でのキャリアアップの道筋の明確化	16	16	16
	能力や仕事ぶりを処遇に反映	17	17	17
	事業所内外での研修機会の充実	18	18	18
地域活動への事業所としての参加		19	19	19
その他()		20	20	20
特に方策はとっていない		21		
効果のあるものはない			21	21

(注)「介護の質の向上」とは、利用者に対して、尊厳確保・虐待防止、QOL確保、自立支援に対する配慮等、質の高い介護サービスを提供することによって、その満足度を高めることをいいます。

問13 ① 「雇用管理責任者」(注)についてどの程度知っていますか。(〇は1つ)

(注) 雇用管理責任者とは「介護労働者の雇用管理の改善への取り組み」、「介護労働者からの相談への対応」、「その他介護労働者の雇用管理の改善等に関する管理業務」を担当する方をいいます。

どのようなことをする人かを含め、知っている	名前だけは聞いたことがある	知らない、今回初めて聞いた
1	2	3

② 貴事業所では、雇用管理責任者を選任していますか。(〇は1つ)

選任している	1	● → ③へお進みください
選任していない	2	● → 問14へお進みください

③ ②で「選任している」に〇をつけた事業所において、その方は「雇用管理責任者講習」(注)を受講したことがありますか。(〇は1つ)

受講したことがある	受講したことがない	わからない
1	2	3

(注) 「雇用管理責任者講習」とは雇用管理責任者が募集、採用、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、雇用形態の変更、退職、定年、解雇、労働契約の更新、労働時間、賃金等の雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得するために行われる講習のことです。

ここからはすべての方にお尋ねします。

問14 仕事と育児・介護の両立支援を進める上で、貴事業所で障壁・課題になっていることはどのようなことですか。主な課題等を3つまで選んでください。

(〇は最大3つまで(1〇を選択した方は他の番号に〇をつけないでください))

労働時間管理や人材配置が難しい	1
休業や短時間勤務をする職員の人事評価が難しい	2
代替要員の確保や配置が難しい	3
人員不足のため、制度利用に関する希望の実現が難しい	4
制度利用者以外の他の職員の業務負担が大きくなる	5
両立支援の利用に関して周囲の職員の理解が得られない	6
両立支援制度の利用中は仕事よりも私生活が優先されることが多い	7
両立の難しさから、離職や非正規転換を考える人がいる	8
その他()	9
特に課題はない	10

問15 ① 貴事業所におけるICT機器等の導入・利用状況や今後の導入予定についてお尋ねします。下記の機器や機能ごとに、該当するものを選んで記入してください。

(それぞれの項目ごとに1～5の中から○は1つ)		既に導入している		導入していない		
		日常的に利用している	ほとんど利用していない	導入を検討している	導入は検討していない	貴事業所の業務に関係がない
パソコンによって利用する介護ソフト (介護事業所の業務に特化したソフト)	利用者情報(ケア記録・ケアプラン等)の入力・保存・転記の機能	1	2	3	4	5
	職員間で報告・連絡・相談を行うためのグループウェアの機能	1	2	3	4	5
	シフト管理・勤怠管理・給与計算・配車管理等の機能	1	2	3	4	5
	入力した音声を文章(テキスト)に変える機能	1	2	3	4	5
	各種の介護ロボットとの間のデータの収集・蓄積・利用の一元処理機能	1	2	3	4	5
	その他の機能(注)	1	2	3	4	5
介護業務用のアプリが入ったタブレット端末・スマートフォン	利用者情報(ケア記録・ケアプラン等)の入力の機能	1	2	3	4	5
	入力した音声を文章(テキスト)に変える機能	1	2	3	4	5
	他の職員との間で業務連絡できる機能	1	2	3	4	5
施設の居室内に設置する見守りセンサー	ベッドセンサー(マット型・内蔵型)	1	2	3	4	5
	カメラ型センサー	1	2	3	4	5
	それ以外のセンサー(天井・壁・机上・床・ドア・便器等に設置するカメラ型以外のもの)	1	2	3	4	5
施設内の無線ナースコール機器		1	2	3	4	5
インカム、ネックスピーカー		1	2	3	4	5
施設内のICT機器同士の通信のためのWiFi設備		1	2	3	4	5

(注)「介護保険請求システム(電子請求受付システム)」、「LIFE(科学的介護情報システム)」、「ケアプランデータ連携システム」とデータ連携する機能など

- ② 貴事業所における介護ロボットの導入・利用状況や今後の導入予定についてお尋ねします。下記の機器や機能ごとに、該当するものを選んで記入してください。

(それぞれの項目ごとに1～5の中から○は1つ)	既に導入している		導入していない		
	日常的に利用している	ほとんど利用していない	導入を検討している	導入は検討していない	貴事業所の業務に関係がない
移乗を支援する介護ロボット(マッスルスーツなど)	1	2	3	4	5
利用者の移動を支援する介護ロボット	1	2	3	4	5
排泄を支援する介護ロボット	1	2	3	4	5
利用者との間で双方向コミュニケーションをとる介護ロボット	1	2	3	4	5
利用者宅に設置し、利用者の転倒等の異常を感知した際に自動的に通報する介護ロボット	1	2	3	4	5
入浴を支援する介護ロボット	1	2	3	4	5
身体機能や生活機能の訓練における各業務を支援する機器・システム	1	2	3	4	5
食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム	1	2	3	4	5
認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム	1	2	3	4	5

- ③ ①②に示す各種介護ロボット・ICT機器等のうち、導入しているものの効果をどのように評価していますか。なお、導入しているものが一つもない場合は導入したとした場合に予想される効果についてお答えください。(それぞれの項目ごとに○は1つ)

(それぞれの項目ごとに○は1つ)	効果がある	やや効果がある	特に変化はない	かえってマイナス	わからない	夜間業務がない
昼間の業務負担の軽減	1	2	3	4	5	
夜間の業務負担の軽減	1	2	3	4	5	6
勤務時間(残業など)の短縮	1	2	3	4	5	
業務の活性化	1	2	3	4	5	
介護の質の向上	1	2	3	4	5	

問16 介護ロボット・ICT機器等の導入に際してはどのような課題がありましたか。導入しているものが一つもない場合、導入していくにはどのような課題があるとお考えか、お答えください。
(あてはまる番号全てに○(11を選択した方は他の番号に○をつけないでください))

どのような介護ロボット・ICT機器等があるかわからない	1
導入コストが高い	2
投資に見合うだけの効果がない	3
事業所規模や介護現場の実態に適う介護ロボット・ICT機器等がない	4
貴事業所にあった介護ロボット・ICT機器等がどれか選定できない	5
導入の効果をあげるために、どのような手順を踏んでいけばよいかわからない	6
現場職員が技術的に使いこなせない可能性が高い	7
導入の推進役となりうる介護ロボット・ICT機器等に詳しい職員が事業所にいない	8
導入について経営トップ層の理解を得られない	9
その他()	10
特に課題はない	11

問17 介護保険の指定介護サービス事業を運営する上での、貴事業所の課題として該当するものは次のどれがあてますか。主な課題を3つまで選んでください。
(○は最大3つまで(16を選択した方は他の番号に○をつけないでください))

現行の介護報酬では、人材の確保・定着のために十分な賃金を払えない・賃上げができない	1
経営(収支)が苦しく、労働条件や労働環境改善が出来ない	2
良質な人材の確保が難しい	3
新規利用者の確保が難しい	4
介護従事者の介護業務に関する知識や技術が不足している	5
介護従事者の介護業務に臨む意欲や姿勢に問題がある	6
管理者の指導・管理能力が不足している	7
教育・研修の時間が十分に取れない	8
介護従事者間のコミュニケーションが不足している	9
経営者・管理者と介護従事者間のコミュニケーションが不足している	10
利用者や利用者の家族の介護サービスに対する理解が不足している	11
介護保険の制度改正等についての的確な情報や説明が得られない	12
指定介護サービス提供に関する書類作成が煩雑で、時間に追われている	13
雇用管理等についての情報や指導が不足している	14
その他()	15
特に問題はない	16

問18 ① 貴事業所では、下記1～8の在留資格で介護の仕事をしている外国籍労働者はいますか。

(あてはまる番号全てに○(9を選択した方は他の番号に○をつけないでください))

在留資格「介護」(貴法人で直接受け入れ)	1
在留資格「介護」(他法人からの転職)	2
EPA(経済連携協定)による受け入れ(貴法人で直接受け入れ)	3
EPA(経済連携協定)による受け入れ(他法人からの転職)	4
在留資格「特定技能1号」(貴法人で直接受け入れ)	5
在留資格「特定技能1号」(他法人からの転職)	6
技能実習生	7
留学生	8
介護の仕事を経営とする外国籍労働者として1～8のいずれも受け入れていない	9

② ①で1～8の在留資格で介護の仕事をしている外国籍労働者がいる事業所において、今後の受け入れ方針をどのようにお考えですか。(○は1つ)

③ ①で1～8のいずれも受け入れていない事業所において、今後の受け入れについてどのようにお考えですか。(○は1つ)

問19にお進みください

今後、新たな受け入れはしない予定	1	今後も受け入れようとは思わない	1
現在の外国籍労働者数の水準を補充する程度の受け入れをする	2	受け入れたいが、どういふ手続きを進めれば受け入れられるかわからない	2
今後、積極的に受け入れを拡大していきたい	3	今後、受け入れを検討してみたい	3

④へ

④ ②の2、3または、③の2、3に○をつけた事業所では、どのような在留資格の外国籍労働者の受け入れを考えていますか。

(あてはまる番号全てに○(6を選択した方は他の番号に○をつけないでください))

在留資格「介護」	1	技能実習生	4
EPA(経済連携協定)による受け入れ	2	留学生	5
在留資格「特定技能1号」	3	どの区分で受け入れるか特に決めていない	6

ここからはすべての方にお尋ねします。

- 問19 貴事業所で外国籍労働者を受け入れて介護の仕事をするについてどんな課題がありますか。まだ受け入れていない事業所の場合は、受け入れるとした場合にどんな課題が想定されますか。（〇は最大3つまで（1 1を選択した方は他の番号に〇をつけないでください））

外国籍労働者の人材確保（自事業所とのマッチング）が困難	1
受け入れの手続きが煩雑	2
受け入れのためのコストが高い	3
受け入れのための住宅や寮などを確保することが困難	4
受け入れ後の生活支援の仕方がわからない	5
受け入れ後の生活の管理や支援が難しい	6
利用者や他の従業員との意思疎通（日本語能力及びコミュニケーション）が難しい	7
受け入れについて他の従業員の理解を得ることが難しい	8
利用者が外国籍労働者によるサービス提供に抵抗がある	9
外国籍労働者の仕事上のサポート役の負担が大きい	10
その他（ ）	11
特になし	12

次の問20～問23は問3（3ページ）で「1. 訪問介護」を選択した方にお尋ねします。

- 問20 貴訪問介護事業所は、次のどれに該当しますか。（〇は1つ）

利用者の50%超(過半)は、一般家庭の居住者である		1
利用者の50%超(過半)は、特定の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者である	同一建物減算の対象となっている	2
	同一建物減算の対象となっていない	3
	同一建物減算の適用は不明	4

- 問21 サービス提供責任者の方は訪問介護員との間の連絡・報告において、日常的にどんな方法・媒体を用いていますか。（①～③のそれぞれについて、あてはまる番号全てに〇）

		①業務終了 連絡	②介護記 録、実施状 況報告	③その他一 般的連絡・ 情報共有
直接口頭		1	1	1
紙媒体提出		2	2	2
携帯電話・スマート フォン・タブレット	電話	3	3	3
	メール・SMS	4	4	4
	LINE等SNS	5	5	5
	一般用のビジネスチャットアプリ	6	6	6
	介護業務用のソフト・アプリケーション	7	7	7
	テレビ会議アプリ（Zoom、Teamsなど）	8	8	8
その他（ ）		9	9	9

問22 貴事業所のサービス提供責任者は、担当する訪問介護員に対して、次のようなコミュニケーション、あるいは研修・指導の機会を設けていますか。サービス提供責任者が複数在籍している場合は全体の傾向をお答えください。（それぞれ○は1つ）

	十分実施している	ある程度実施している	あまり実施していない	実施していない
訪問介護員が作成する介護記録・報告書に対する助言・指導	1	2	3	4
訪問介護員からの仕事上の課題などに関する相談や指導など	1	2	3	4
訪問介護員の仕事以外の悩みなどへの相談など	1	2	3	4
訪問介護員との日常的な情報交換	1	2	3	4
訪問介護員同士が仕事に関して相談や意見交換をできる機会の設定（ミーティングなど）	1	2	3	4
新任の訪問介護員に対する同行訪問	1	2	3	4
新規利用者を訪問する訪問介護員に対する同行訪問	1	2	3	4
事例検討会・カンファレンスの開催	1	2	3	4
介護技能向上のための職場内研修・勉強会の実施	1	2	3	4
外部の研修会等の受講機会の設定	1	2	3	4

問23 貴事業所におけるサービス提供責任者の課題としてどのようなものがあげられますか。

主な課題を3つまで選んでください。

（○は最大3つまで（1 1 を選択した方は他の番号に○をつけないでください））

サービス提供責任者が担当業務に専念できる時間が足りない	1
訪問介護計画書を作成する能力が不足している	2
訪問介護員が作成する介護記録・報告書に対する的確な助言・指導ができていない	3
訪問介護員の業務遂行に関して適切な評価ができていない	4
訪問介護員の指導・研修のための時間が確保できていない	5
訪問介護員の悩みや不安への対応ができていない	6
訪問介護員の健康管理ができていない	7
訪問介護員の感染症防止への対応ができていない	8
ヒヤリハット・事故情報の把握と訪問介護員間での情報共有ができていない	9
その他（ ）	10
特に課題はない	11

以上で質問は終了です。

お忙しいところ、調査にご協力いただきまして
ありがとうございました。

同封の返信用封筒（切手不要）にて、
2024年10月31日（木）までに
投函していただきますようお願いいたします。

【 返信用封筒を紛失された場合 】
下記URLに貼付用の返信用「宛名」（切手不要）が
が載っておりますので、ご利用ください。

<https://www.kaigo-center.or.jp/report/jittai/>

調査結果につきましては、
以下のホームページに掲載する予定です。

公益財団法人 介護労働安定センター
<https://www.kaigo-center.or.jp/>

※（公財）介護労働安定センターは、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的として「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成4年法律第63号）に基づき厚生労働大臣から指定を受けた全国組織の公益法人です。

— 私たちの理念 —

介護を未来にわたって支えるため、働きやすい、働きがいのある職場づくりに貢献します